

善監委告示第2号

平成26年2月28日付け善監委第5号で提出した平成25年度定期監査（後期分）の結果に関する報告及び意見に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので地方自治法第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成26年4月1日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 林野忠弘

監査指摘事項の取組について

【共通指摘事項】

- ① 公有財産としての土地及び建物について、公有財産台帳と実態との相違が見られた。これは、毎年の行政改革に伴う課の統廃合、地籍調査に伴う土地の面積変更及び取得により生じたものと考えられる。今後、かかる事案が生じないように対処されたい。
- ② 長期継続契約の賃貸借契約書等において、「支払及び履行遅延に伴う遅延利息」の数字に「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）で定める割合と違った高い利率の記載がされていた。
今後は、かかる文言を記載するよう検討されたい。

【検討結果】

- ① 平成 24 年度で地籍調査が終了し、固定資産税の課税台帳への入力作業が平成 26 年 2 月に完了したところである。ご指摘のように、公有財産台帳の面積は、地籍調査前の面積であるため、現在、税務課が所有する土地面積等のデータと公有財産台帳のデータとを照合しているところである。今後、半年ほど掛けて、地籍調査を反映したデータとなるよう台帳整理を行う予定にしている。
また、各課が管理している土地及び建物について異動が生じた場合は、総務課への報告及び公有財産台帳の修正をもれなく行うよう努める。
- ② 今後の長期継続契約の賃貸借契約書等における、支払及び履行遅延に伴う遅滞利息の数字については、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）に準じて改正している善通寺市契約規則第 44 条に定める率に基づく旨の文言の記載を行う。

監査指摘事項の取組について

【総務課指摘事項】

- ① 普通財産である山林等の管理において、計画的な巡視等を行い、現況の把握に努められたい。また、人が立入り易い山道には、管理者の看板などの設置も検討し、適切な管理の一助とされたい。
- ② 市有地の使用賃借契約書2通は、1年契約の自動更新となっていた。また、面積も地籍調査前の数字であり、図面も添付されていなかった。更新時には、適正な契約内容になるよう検討されたい。

【検討結果】

- ① 山林については、今まで必要がある場合にしか巡視を行っていなかったの
で、今後は、年に2～3回の巡視を行うようにしたい。
また、山道等への管理看板についても順次設置して行き、適切な管理となるよう改善したい。
- ② 指摘のあった2件の使用賃借契約については、市有地を貸付ける契約であるため、長期継続契約には適さないと判断し、1年契約としているところである。
また、面積については、現在、地籍調査を反映した面積となるよう公有財産台帳の整理を行っているので、契約更新の際には、地籍調査後の面積とし、図面も添付するよう改めたい。

監査指摘事項の取組について

【税務課指摘事項】

国民健康保険税の普通徴収は年間 6 回となっているが、高松市・坂出市・丸亀市・三豊市は 8 回である。本市も市民の納税環境整備の観点から 8 回を検討されたい。

【検討結果】

県内において、国民健康保険税（料）の納期を 8 回としている自治体が増加していることは承知しているが、国民健康保険の保険者が市町から県への移行が検討されていることから、その動向を注視し、本市の国民健康保険税の納期を増やすことについては今後の検討課題とする。

監査指摘事項の取組について

【市民課指摘事項】

- ① 市交通安全協議会の総会については、会則第 8 条第 2 項により「総会は、年 1 回、理事への総会資料及び表決書の送付をもって充て、会員へは、総会資料の送付をもって充てる。」との規定による運営がなされているところである。因みに、理事等は 25 人、会員は 98 人の大所帯の総会である。通常、総会とは「組織に所属する者が集まって行う会合」であり、本総会は、総会としての実態をなしていない。今後、かかる形態を維持するならば、総会名を変える等、検討されたい。
- ② 昨年の監査において、「市交通安全対策会議条例の必要性を検討する」との回答があった。しかし、適切な措置が得られなかったため、再度、市交通安全対策会議の設置について検討されたい。
- ③ 第 5 次市総合計画の施策「交通安全の充実」には、具体的事業として市交通安全対策協議会交付金交付事業と交通安全施設整備事業が謳われている。今後、これらの事業を有機的に推進するために、さらに組織の充実を検討されたい。

【検討結果】

- ① 善通寺市交通安全対策協議会の総会については、平成 15 年頃から現在の運営方法が取られているようである。その経緯は定かではないが、会員数が約 125 名に及ぶことから事業運営を円滑にするために、このような方法が取られたものと思われる。協議会の会員からこれまでに特に異議の申し出もなく、会の運営がなされてきたところである。市としては、事務局としての立場にあることから、総会の在り方については、理事会の意見も十分聞いたうえで、対処したい。
- ② 善通寺市交通安全対策会議条例は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、昭和 46 年 3 月に制定したものであるが、同条例で設置するとした交通安全対策会議は長年開催されておらず、その経緯を明らかにし得えない。近年の香川県及び本市の交通事故発生状況に鑑み、交通安全対策の強化は急務であることから、本条例に基づく会議を設置し、交通安全施策を進めたい。
- ③ 第 5 次市総合計画の交通安全施策の推進については、ソフト、ハードの両事業を効率よく実施することが求められている。限られた人員の中で、関係部署が連携し、各地区の交通安全対策協議会など市民の協力も得ながら進めたい。

監査指摘事項の取組について

【商工観光課指摘事項】

観光交流センターは、平成 23 年度に開館して今年で 3 年目になる。平成 25 年度の来館者数は、4 月から 1 月までが 5,964 人であった。昨年の同期間と比較して 1,138 人（23.6%）の増加となり、減少傾向に歯止めがかかった感がある。しかし、開館年の来館者数 6,480 人には及ばず、その内訳を精査すると市外・県外の来館者数は 1,417 人であり、平成 24 年度の同時期と比較して 481 人（51.4%）の増加となっているものの、開館時には、1,507 人であり、90 人減となっている。市民が当館を活用することは喜ばしいが、本来の目的である総本山善通寺以外への観光客の立ち寄り拠点の一つとした役割は、十分に果たせていないと考えられる。このことについては、昨年の監査で、市外来館者等の更なる増加の一施策として「正月三が日の開館に向けて検討する」との回答があったものの実施されなかった。

所管課においては、観光シーズン、空海まつり等に観光客を来館させることはもちろんのこと、平成 26 年の年末年始及び通年においても定期的な観光事業を行う等、観光客増につながるような施策を検討されたい。

【検討結果】

平成 26 年度における観光交流センターの事業等の実施計画においては、現在県内の方々を対象とした 100 人規模の講座を年 6 回開催するほか、本市の歴史や文化に関わる特別展示会の開催を計画するなど、年間を通して観光客の来館増を図る事業を実施したいと考えている。また、年末年始の開館についても、一連の当センターの事業の中で検討していく。

監査指摘事項の取組について

【上下水道課指摘事項】

水道行政及び下水道行政は技術に関わる業務が多数あるが、数年来の合理化対策の推進のため、技術職員数が減少となっていることは否めない。

これらの業務には、市が委託せず行うことが望ましい業務がある。今後、工事の計画、施設の維持管理に関する施策に支障をきたさないためにも、嘱託員等も含めた職員数の確保が急務と考えられるので検討されたい。

【検討結果】

技術職員の確保については、今後の工事及び維持管理計画を勘案しながら、必要に応じて秘書課と協議する。